

社会福祉法人都心会

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人都心会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条に基づき、当法人の評議員及び役員（理事・監事）の報酬等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において評議員とは、定款第6条による者をいう。

2 この規程において役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。

3 この規程において報酬等とは、報酬及び特別慰労金をいう。

4 この規程において費用とは、評議員、役員の職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

（報酬等の額）

第3条 評議員に対する報酬は、法人会議等への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表2の(1)に基づき報酬を支給する。

2 役員の報酬は理事会等法人業務への出席によって別表1の年度報酬総額の範囲内で、別表2の各号に基づき報酬を支給する。ただし、当法人職員を兼務し職員給与を支給している役員については支給しない。

（報酬等の支払方法）

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第5条 評議員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 評議員、役員等が法人業務のために出張する場合は、旅費として交通費、日当を支給する。

- 4 前項に規定する旅費の支給に当たっては、法人の給与規程に基づいて算出する。
- 5 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(特別慰労金)

第7条 理事長は、法人設立等に功労があり、特に必要と認めたときは、理事会の承認及び評議員会の決議を得て、特別功労金を支給することができる。

- 2 対象者は別表3に掲げるものとする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成29年6月29日より施行する。
2. 平成13年12月26日施行の社会福祉法人都心会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程は、この規程をもって廃止する。

別表 1 役員の年度報酬総額

区 分	年 額
理事及び監事の報酬総額	4,516,000 円

別表 2 役員等の報酬

(1) 評議員 第3条1項

区 分	日 額	実費弁償
評議員会等への出席	10,000 円	3,000 円

(2) 理事長 第3条2項

区 分	月 額
原則週 2 回の勤務とする	300,000 円

※ただし、理事長は勤務の状況により減額することができる。

(3) 理事 第3条2項

区 分	日 額	実費弁償
理事会等会議への出席	10,000 円	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円	3,000 円

※ただし、理事長を除いて支給する

(4) 監事 第3条2項

区 分	日 額	実費弁償
監事監査への出席	18,000 円	3,000 円
上記の他、法人会議及び施設業務のための出勤	10,000 円	3,000 円

別表 3 役員等の特別慰労金 第4条

区 分	年 額
理事長	30,000 円
法人創設時の役員	10,000 円